

# 相談センターニュース

～熱海土石流災害・浸水被害に遭われた皆様へ～  
滅失した建物又は損壊のため取り壊した建物に代わり、  
新たに建物を建てたり、中古住宅を購入された場合は  
登記申請の際の登録免許税の免除を受けることができます。

- ・公費解体の申請中や、自費解体を予定している場合も適用されます。
- ・登録免許税の免除を受けるためには、「り災証明書」が必要です。
- ・新築または新たに購入する建物は、熱海市内に限られません。
- ・新築または新たに購入する建物の底地(土地)を取得する際や、再取得のために抵当権を設定する際の登録免許税も免除されます。



例えば・・・熱海市内に

- ①固定資産税評価額1500万円の土地を購入(\*)
- ②1500万円を借り入れて抵当権を設定
- ③木造・床面積120㎡の居宅を新築した場合

通常、登録免許税額は合計約30万円かかるところ

免除措置によって『0円』になります。

(\*) 滅失又は取壊建物の底地の面積以下の土地を購入した場合

★注意★ 免除を受けるための申請期間は、2026年7月3日までです。

★注意★ 措置を受け忘れて申請した際の登録免許税は還付されません。

制度の詳細は、『司法書士総合相談センターしずおか』へ確認してください！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

- 【電話相談】・・・予約は **不要** です  
 ・月曜日～金曜日の14時～17時  
 ・電話相談は ☎ 054-289-3704

相談は無料です

- 【面談相談】・・・予約が **必要** です  
 ・ご予約は ☎ 054-289-3700  
 ・静岡会場 静岡県司法書士会館 …毎週(火・金)14時～17時  
 三島会場 三島商工会議所 …毎週(火)14時～17時